

答 申 個 第 6 4 号

平成28年11月21日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年11月26日付け西区窓第63号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

引継用一件ファイルの文書の開示決定事案（諮問個第42号）

## 1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示決定処分は妥当である。

## 2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成26年8月18日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「異議申立人に係る引継用ファイル（形状は、A4型空色で厚み1センチ）に保存されている文書（その中にH24. 1. 30文書＝当区が法務局へ経過説明した文書があればぜひ欲しい）」（以下「本件文書」という。）の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 実施機関は、●●氏対応一件ファイルに保存された書類一式（計50件。以下「本件公文書」という。）を文書特定し、個人情報開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成26年9月5日付けでその旨を異議申立人に通知した。

(3) 異議申立人は、平成26年10月27日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをし、その理由において、「法務局への送付文書（10年保存？）を今年初めに区役所窓口に見せて頂いた。」「引継ぎ用文書と私は思います。」「世に言う「改ざん」の除籍セット20枚位が欲しい」としている。これに該当する文書として、本年初めに市民窓口課長が異議申立人に見せ、かつ2件で18枚の訂正の異議申立人の除籍再製に係る京都地方法務局への報告文書（以下「報告文書」という。）を実施機関で保存しているが、異議申立人は、報告文書が本件公文書の中に含まれていないことを理由に、異議申立てを行ったものである。

## 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 本件文書について

#### ア 本件公文書の概要

異議申立人が求めている文書は、「異議申立人に係る引継用ファイル内の文書」で、「引継用ファイルの形状は、A4型空色で厚み1センチ程度」である。

## イ 本件公文書の特定について

異議申立人による開示請求の内容において、引継用ファイルの形状についての詳細な指定があり、同ファイル内の文書という条件であったため、すべての文書を特定することとした。

異議申立人は、報告文書が本件公文書として開示されなかったことを異議申立ての理由としているが、報告文書は「戸籍再製一件ファイル」に2件保存しており、いずれも、異議申立人に対し開示済みである。

＜平成26年1月10日付＞

- ・決定書「戸籍法第11条の2の申出について」（平成24年7月4日決定）
- ・決定書「除籍の再製完了報告について」（平成24年7月23日決定）

個人情報開示請求書において異議申立人が求める「H24.1.30文書＝当区が法務局へ経過説明した文書があればぜひ欲しい」が特定したファイル（本件公文書）の中に保存されていることから、当職の文書の特定に誤りはない。異議申立人は、報告文書が西京区役所区民部市民窓口課に保存されていることを承知したうえで、保存場所（ファイル）が異議申立人の請求した本件公文書の対象となるファイルに保存されていないことに異議を申し立てているものであり、個人情報開示請求書に基づき当職が行った文書特定は何ら問題がないものである。

(2) 以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。

## 5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 法務局への送付文書（10年保存？）を今年初め役所窓口で見せて頂きました。引継ぎ用文書と私は思います。身代り事件（ファイルの中身を検査を受ける時スリカエた、世に言う「改ざん」の除籍セット）20枚位これが欲しい。
- (2) 空色、A4型ファイル以外も必要とTELにて特定した。
- (3) 引継用ファイルの一例として形状他記入したのです。私は課長の引継に必要な文書を請求した。証拠に西区窓第40号に（H26.8.29）複数個所に保管されているからと明記してあります。課長間の引継ぎ文書は保管場所が複数所属に関連する文書すなわち保管場所が多いので探すのに時間を要すると明記してあります。
- (4) 電話で課長と約束（特定）した。26.9.2ごろ携帯で特定しました。役所内の保管物

すべて（探す）と特定しました。（課長が自ら言った）

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件請求に係る公文書について

異議申立人が求めている文書は、「異議申立人に係る引継用ファイル内の文書」で、引継用ファイルの形状は、「A4型空色で厚み1cm位」である。

### (2) 本件処分について

ア 実施機関は、次のように主張して、文書特定に問題がないと主張している。

(ア) 異議申立人による開示請求の内容において、引継用ファイルの形状についての詳細な指定があり、同ファイル内の文書という条件であったため、すべての文書を特定することとした。

(イ) 異議申立人が求める「H24.1.30文書＝当区が法務局へ経過説明した文書があればほしい」が特定したファイル（本件公文書）の中に保存されていることから、文書の特定に誤りはない。異議申立人は、報告文書が西京区役所区民部市民窓口課に保存されていることを承知したうえで、保存場所（ファイル）が異議申立人の請求した本件公文書の対象となるファイルに保存されていないことに異議を申し立てているものであり、個人情報開示請求書に基づき当職が行った文書特定は何ら問題がないものである。

イ これに対して、異議申立人は、次のように主張している。

(ア) 法務局への送付文書（10年保存？）を今年初め役所窓口で見せて頂きました。引継ぎ用文書と私は思います。身代り事件（ファイルの中身を検査を受ける時スリカエた、世に言う「改ざん」の除籍セット）20枚位これが欲しい。

(イ) 空色、A4型ファイル以外も必要とTELにて特定した。

(ウ) 引継用ファイルの一例として形状他記入したのです。私は課長の引継に必要な文書を請求した。証拠に西区窓第40号に（H26.8.29）複数個所に保管されているからと明記してあります。課長間の引継ぎ文書は保管場所が複数所属に関連する文書すなわち保管場所が多いので探すのに時間を要すると明記してあります。

(エ) 電話で課長と約束（特定）した。26.9.2ごろ携帯で特定しました。役所内の保管物すべて（探す）と特定しました。（課長が自ら言った）

ウ 当審査会が確認したところ、実施機関が特定した文書は、個人情報開示請求書に記載された形状のファイルに綴じられた文書であり、また、西京区役所市民窓口課長が異動の際に引き継がれる文書であることが認められる。加えて、異議申立人が求める「H24.1.30文書＝当区が法務局へ経過説明した文書があればほしい」が特定したファイル

(本件公文書)の中に保存されている。これらのことから、実施機関は、本件請求に係る個人情報開示請求書に記載された内容に沿って、その全てを開示していることが認められる。

エ 異議申立人は、「電話で課長と約束(特定)した。26.9.2ごろ携帯で特定しました」、「空色、A4型ファイル以外も必要とTELにて特定した」などと主張するが、そもそも異議申立人が特定したと主張する文書の内容が明確でなく特定されていない。本来、京都市個人情報保護条例第15条第1項において、開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならないと規定されていることからすれば、口頭で個人情報開示請求書の請求内容を変更することは認められず、異議申立人の主張は認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

#### 1 審議の経過

平成26年11月26日 諮問

12月26日 実施機関からの理由説明書の提出

平成27年 2月25日 異議申立人からの意見書の提出

平成28年10月24日 審議(平成28年度第5回会議)

11月21日 審議(平成28年度第6回会議)

※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

#### 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会(部会長 佐伯 彰洋)